

一般社団法人 日本栄養学教育学会細則集

会員等に関する細則

- 第 1 条 当法人に入会を希望する個人及び団体は、定款第 10 条に基づき入会申込みを行い入会年度の年会費を全額納入しなければならない。
- 2 会員の年会費は次のとおりとする。
- | | |
|----------|----------|
| (1) 個人会員 | 10,000 円 |
| (2) 団体会員 | 20,000 円 |
| (3) 賛助会員 | 50,000 円 |
| (4) 学生会員 | 3,000 円 |
- 3 年会費の変更は、定款第 20 条第 (6) 号に基づき社員総会の決議を必要とする。
- 第 2 条 入会の翌年度以降、会員は年度内 (8 月 1 日より翌年 7 月 31 日) に 1 年分の会費を納入しなければならない。
- 第 3 条 名誉会員は年会費及び学術総会の費用を免除する。終身会員は年会費を免除する。
- 第 4 条 団体会員及び賛助会員である団体は、担当者等を変更した時は、その旨を理事長に申し出ることとする。
- 第 5 条 会員が退会の場合、未履行の義務はこれを免れない。
- 第 6 条 定款第 13 条に基づき、会員の資格を喪失した会員の会員履歴保存期間は 2 年とする。
- 2 1 年間会費を滞納した会員は、滞納した会費が納入されるまで、定款第 8 条に定められている会員の権限の全てを保留する。
- 第 7 条 定款第 13 条第 (1) 号により退会した者は、原則として再入会を認めない。但し、未納会費を全額納付した時はこの限りではない。
- 第 8 条 諸般の事情により、休会を希望する会員は、所定の休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て休会することができる。休会期間は、2 年以内とし、それを越える場合は再度休会届を提出する。なお休会期間中は定款第 8 条に定められている会員の権限の全てを放棄しなくてはならない。
- 第 9 条 本学会会員の所属都道府県は、定款第 10 条に基づき入会申込書に記載した勤務地又は住所地のいずれかの都道府県とし、その選択は任意とする。
- 2 勤務地及び住所地が国外にある場合は、その所属を国外とする。なお、留学等の事由により、勤務地及び住所地が国外となる期間が限定される場合に限り、当該会員の申し出により所属都道府県の選択を任意とする。
- 3 所属地域ブロックは代議員の選出に関する細則の附則 1 に定める。
- 第 10 条 本細則の改定は、理事会の決議によるものとする。

附則 本細則は、平成 24 年(2012 年)8 月 1 日から施行する。

代議員の選出に関する細則

第1条 定款第14条に基づき、代議員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に規定する社員とする。

第2条 定款第15条に基づき代議員の選出に関する事項は本細則に定める。

第3条 代議員の選出方法は次の各項による。

- (1) 代議員は、代議員選挙管理委員会のもとに、附則 1 に定める地域ブロックに所属する個人会員の中から代議員選挙により選出する。但し、選挙は4年に1回行うものとする。
- (2) 選挙権を有する者は、各地域ブロックの個人会員及び団体会員代表者とする。但し、理事は選挙権（投票権）を有しない。
- (3) 被選挙権を有する者は代議員就任日の年齢が満 70 歳未満であることとする。
- (4) 地域ブロック別に選出する代議員定数は、当分の間、選挙年の4月1日現在の個人会員数及び団体会員数により代議員選挙管理委員会が定める。但し、概ね 5 名以上 25 名以内に 1 名の割合で決定する。
- (5) 定款第 15 条に基づき、理事長は、本条の規定にかかわらず、地域ブロック及び専門分野等を配慮して別に 30 名以内の代議員を推薦することができるものとする。但し、理事会及び社員総会の決議を得なければならない。

第4条 代議員選挙管理委員会は次の各項による。

- (1) 代議員選挙に関する事項は代議員選挙管理委員会（以下「委員会」と称す）が行う。
- (2) 委員会の委員は理事会において会員の中から 3 名を選び、理事長が委嘱する。
- (3) 委員会の委員長は委員の互選による。
- (4) 委員の任期は当該選挙の終了までの期間とする。
- (5) 委員会の事務は学会事務局で行う。
- (6) 前各項の定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

第5条 代議員の任期中の異動に関しては次の通りとする。

- (1) 当選者の辞退等により代議員に欠員が生じた時は次点者がその任に就く。但し、任期は退任した代議員の任期満了日までとする。
- (2) 地域別に選出された代議員が任期中にその地域から移動した場合は、その直後の 7 月 31 日をもって退任するものとする。後任の代議員は、前項（1）に準じて次点者がその任に就く。但し、後任者の任期は前任者の任期満了日までと

する。

(3) 代議員が理事又は監事に就任した場合は、任期満了まで兼務とする。

(4) 代議員が任期中、満 70 歳に達した時は、任期満了までその任務に就く。

第 6 条 本細則の改定は、理事会の決議によるものとする。

附則 1 地域ブロック

(1)北海道・東北ブロック

北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・宮城県・福島県

(2)関東・甲信越ブロック

茨城県・群馬県・栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・
新潟県・長野県・山梨県

(3)中部ブロック

静岡県・愛知県・三重県・岐阜県・福井県・石川県・富山県

(4)近畿ブロック

滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・兵庫県

(5)中国ブロック

岡山県・広島県・山口県・鳥取県・島根県

(6)四国ブロック

香川県・愛媛県・徳島県・高知県

(7)九州・沖縄ブロック

福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

(8)国外等

附則 2 本細則は、平成 24 年(2012 年)8 月 1 日から施行する。

理事及び監事に関する細則

第 1 条 定款第 28 条及び第 29 条に基づき、理事及び監事に関する事項は本細則に定める。

第 2 条 当法人の役員として理事 3 名以上 15 名以内及び監事 2 名以内を選出し、社員総会の決議によって選任する。

第 3 条 理事の選出方法は次の各項による。

- (1) 理事は、理事選挙管理委員会のもとに、附則 1 に定める専門分野に所属する個人会員または団体会員代表者の内から理事選挙により選出する。但し、選挙は 4 年に 1 回行うものとする。
- (2) 選挙権及び被選挙権を有する者は、各専門分野の個人会員及び団体会員代表者とする。

- (3) 専門分野別に選出する理事定数は、当分の間、各 1 名とする。
- (4) 現理事長は、本条の規定にかかわらず、専門分野及び地域ブロック（代議員の選出に関する細則の附則 1）等を配慮して別に総定員数 15 名を超えない範囲内で次期理事を指名する。但し、理事会及び社員総会の決議を得なければならない。
- (5) 専門分野別に理事選出の選挙を行わない年の理事は、現任者が理事となる。但し、定款に定める任期満了者は社員総会の決議を得なければならない。

第 4 条 理事選挙管理委員会は次の各項による。

- (1) 理事選挙に関する事項は理事選挙管理委員会（以下「委員会」と称す）が行う。
- (2) 委員会の委員は理事会において個人会員の中から 3 名を選び、理事長が委嘱する。
- (3) 委員会の委員長は委員の互選による。
- (4) 委員の任期は当該選挙の終了までの期間とする。
- (5) 委員会の事務は学会事務局で行う。
- (6) 前各項の定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

第 5 条 理事の任期中の異動に関しては次のとおりとする。

- (1) 当選者の辞退等により理事に欠員が生じた時は、当該専門分野の次点者がその任に就く。任期は退任した理事の任期満了日までとする。
- (2) 理事が専門分野を移動した場合は任期満了までその任務に就く。

第 6 条 監事は、新理事会が指名する。但し、社員総会の決議を得なければならない。

- 2 監事の任期は 4 年とし、再任を妨げない。

第 7 条 監事が任期中に辞任した場合は、本細則第 6 条第 1 項に準じて、後任者を選任する。但し、後任者の任期は、前任者の任期満了日までとする。

第 8 条 本細則の改定は、理事会の決議によるものとする。

附則 1 専門分野

- (1)解剖学・生理学・生化学・分子生物学・分子栄養学・微生物学等
- (2)内科学系医学・外科学系医学・病理学・薬理学等
- (3)食品学・食品加工学・食品衛生学等
- (4)調理科学等
- (5)基礎栄養学・応用栄養学等
- (6)栄養教育論等
- (7)臨床栄養学等
- (8)公衆栄養学・公衆衛生学・健康管理論等
- (9)給食経営管理論等
- (10)その他

附則 2 本細則は、平成 24 年(2012 年)8 月 1 日から施行する。

学術総会に関する細則

第 1 条 定款第 42 条に基づき、学術総会に関する事項は本細則に定める。

第 2 条 学術総会は、毎年 1 回これを開催する。

第 3 条 学術総会に、次の役員を置く。

(1) 学術総会会長 1 名

(2) 学術総会副会長 若干名

第 4 条 学術総会会長は、理事会が推薦し、社員総会の決議を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 学術総会会長は、当該年度の学術総会を組織し運営に当たる。

第 5 条 学術総会副会長は、学術総会会長がこれを委嘱する。

2 学術総会副会長は、学術総会会長を補佐し、学術総会会長に事故あるときには、学術総会会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

第 6 条 理事会は、次期学術総会会長（2 年後の学術総会会長）を原則として、推薦するものとする。

第 7 条 学術総会会長及び次期学術総会会長の任期は、推戴された年の学術総会終了の翌日から当該学術総会会長主催の学術総会終了日までとする。但し、学術総会会長の重任はできないものとする。

第 8 条 学術総会会長及び次期学術総会会長は、理事会に出席するものとする。但し、議決権を持たない。

第 9 条 本細則の改定は、理事会の決議によるものとする。

附則 本細則は、平成 24 年(2012 年)8 月 1 日から施行する。

事務局に関する細則

第 1 条 当法人は、当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

第 2 条 事務局に関する事項は本細則に定める。

第 3 条 理事長は、事務局を組織、運営する。

第 4 条 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長及び事務局職員の任免は、理事長が行う。

3 事務局長及び事務局職員は理事長の指示により事務に従事する。

第 5 条 事務局に次の規則を整備する。

- (1) 事務処理規則
- (2) 就業規則
- (3) 職員給与規則
- (4) 職員退職給与規則
- (5) 会計処理規則

第 6 条 本細則の改定は、理事会の決議によるものとする。

附則 1. 事務局は、当分の間、株式会社 同文書院 に設置し、事務を委託する。

附則 2. 本細則は平成 24 年(2012 年)8 月 1 日に施行する。